

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
R8-S-0401	水質検査役務（P F O S ・ P F O A）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自： 契約締結日 至： 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年7月8日(水) （10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項

11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 7月 6日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書			
件 名	水質検査役務 (PFOS・PFOA)	作成年月	令和 8 年 5 月
		作成部署	大臣官房会計課庁舎管理室

- 1 履行場所： 東京都新宿区市谷本村町 5－1 防衛省市ヶ谷庁舎
- 2 履行期間： 契約締結日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日
- 3 概 要： 市ヶ谷庁舎内の飲用水、給湯水、井戸水に対し水質検査（PFOS・PFOA）を行う。

4 一般事項

(1) 共通事項

ア 本業務は、本仕様書によるほか「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「東京都指導基準」に基づき水質検査を行う。

イ 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては監督官の指示に従い、直ちに庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、業務に関係のない施設には立ち入らない。

なお、立ち入るために許可手続きが必要な施設もあることから発注後、速やかに監督官と調整の上、関係書類を提出する。

ウ 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合、直ちに監督官に報告するとともに、受注者の責任において復旧及び賠償する。

エ 業務関係図書等の管理

(ア) 業務関係図書、受注者が作成した業務計画書、作業計画書、業務報告書及び本業務関係書類は、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

(イ) 業務関係図書等を自ら使用するために複製する場合は、あらかじめ監督官に届出を行い事前に承諾を受ける。

(ウ) 受注者は、官側の承認を得て業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書において、業務関係図書等の適切な管理に関する規定を明確にしておく。

(エ) 業務関係図書等は、複製したものを含め業務終了後直ちに返却する。

オ ディーゼル車規制の遵守

(ア) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させる。

(イ) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求める場合、速やかに提示する。

カ 使用する物品が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定）」に該当する品目の場合は、その基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合にはこれに従う。

(2) 業務体制等

ア 業務職員及び業務体制

受注者は、業務責任者及び業務担当者をもって業務体制を組むものとする。ただし、兼任を妨げない。

(ア) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し業務を円滑に実施するために監督官との連絡調整を密に行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、業務責任者は、

本業務について、統括管理しなければならない。

(イ) 業務担当者とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。

(ウ) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

イ 業務責任者は、十分な安全衛生対策を行い、作業員に対しては機会あるごとに注意喚起させる。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じ安全衛生管理を徹底させる。また、安全衛生管理については、関係法令に従って行う。

ウ 受注者は、業務職員に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にする。

(3) 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、緊急連絡体制、全体工程、業務担当者が有する資格、廃棄物処理に関する書類（収集運搬許可書等）、使用機器、使用薬剤等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、業務開始前に提出し監督官の承諾を得る。なお、業務計画書作成にあたり業務を系統的かつ統一的に実施するために、施設の安全と衛生環境に関する法令及び労働基準法等関係法令等を遵守する。

なお、提出部数及び媒体の種類等は、提出書類一覧のとおりとする。

(4) 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理を具体的に定めた作業計画書を作成し、監督官の指示した日までに提出し承諾を得る。

なお、提出部数及び媒体の種類等は、提出書類一覧のとおりとする。

(5) 業務報告書等

ア 業務の結果を業務報告書に記載し、作業終了後速やかに監督官に提出する。

イ 業務報告書の書式は監督官の了承を得る。

ウ 業務報告書の記載にあたっては、出来るだけ具体的に記載する。また、整備対象機器のメーカー名、型番、製造番号等を必ず記載する。

エ 履行期間の終了時には業務報告書を製本またはファイルして業務写真と共に各1部ずつ提出する。

オ 業務写真は、カラー（サービス版）でアルバムまたはファイルされたものとし、撮影箇所は監督官の指示による。

カ 次の業務の記録について、監督官より請求された場合は提出又は提示する。

(ア) 監督官と調整結果の記録の作成。

(イ) 業務の全般的な経過を記載した書面の作成。ただし、同一内容を連続して行う場合は監督官と協議のうえ省略できる。

(ウ) 一業務を終了した場合には、その内容を記載した書面を作成。

キ 提出部数及び媒体の種類等は、提出書類一覧のとおりとする。

(6) 損傷箇所等に対する措置

業務を実施した際、異常・劣化及び損傷箇所等を発見した場合は、直ちに監督官に報告するとともに、原因・対応措置の判断を行いとるべき必要な措置、方法、費用等を業務報告書に記載し写真及び図面と共に監督官に速やかに提出し了承を得る。

(7) 清掃

作業を実施する際および作業完了後は、機器本体及び周辺の清掃を確実に実施する。

(8) 喫煙

監督官の指定する屋外の喫煙所とする。

(9) 光熱水料の提供

業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の使用については官側から無償で提供を受けることができる。

(10) 使用機器の経費負担

業務に必要な工具、計測機器等は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の準備とする。

また、安全管理に必要な機器等についても受注者の準備とする。

(11) 情報漏えい防止

業務期間中および終了後、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(12) 不審物等の通報

業務期間中、不審物が置かれているなど明らかに普段と違う状況を発見した場合は、不審物に触れることなく直ちに監督官又は近くに警備職員がいる場合は警備職員に通報する。

(13) 協議

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに支出負担行為担当官等と協議する。

(14) 完了検査

受注者は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官の指定した者が行う完了検査を受けるものとする。

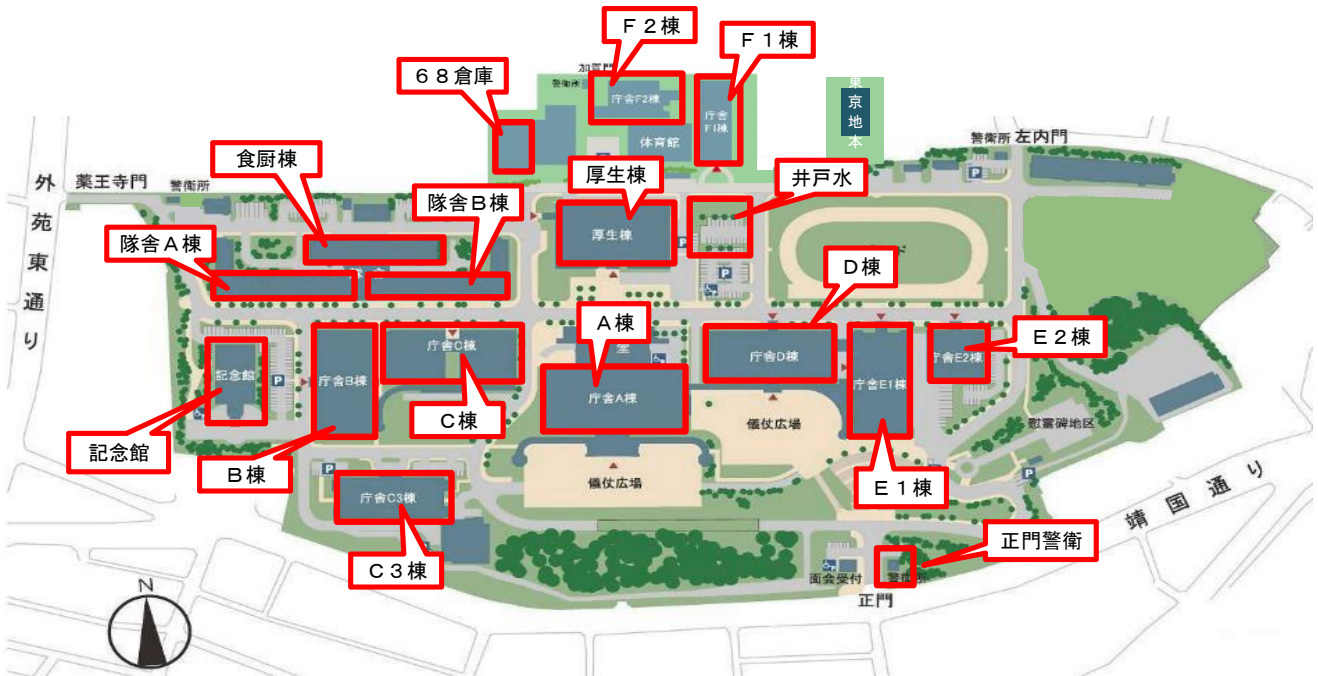
5 特記事項：

- (1) 別紙「実施項目」に記した各項目の使用資材等については、参考型番等をもとに受注者が準備し、採集・検査を行う。なお、業務が円滑に実施出来るよう事前に現場を確認すること。
- (2) 仮設
 - ア 既存施設等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を実施すること。
 - イ 車道、歩道等において作業を実施する際は、通行範囲の確保及び交通整理を実施すること。
 - ウ 車道、歩道等へ作業に伴う資材、器材及び養生材を残置する場合は、事前に監督官と調整の上、指示に従うこと。その際、夜間等における注意喚起に必要な資器材は請負者において準備すること。
 - エ 作業に必要な物品、設備等の移動・復旧、残置物への汚染防止養生及び作業範囲の清掃を実施すること。
 - オ 高所での作業を要する箇所には足場、安全带等を使用し、労働安全衛生法、建築基準法その他関係法令を遵守して適切な保守管理を実施すること。
- (3) 業務が円滑に実施出来るよう、事前に庁舎等への立入申請の要領の確認及び作業実施場所等の現地調査を行うとともに、補修箇所の確認をすること。現地調査の細部については監督官と調整の上、指示に従うこと。
- (4) 検査要領等
 - ア 本業務は、厚生労働大臣の登録又は地方公共団体が認定する水質検査機関が実施する。
 - イ 業務開始前に、水質検査の採水場所を事前に把握し、採水を円滑に行えるよう施設管理担当者と協議する。
 - ウ 写真は、採水状況、検査機器、検査状況を各項目毎に撮影する。
 - エ 水質検査終了後、水質検査結果報告書及び検査結果を一覧表にまとめたものを提出する。なお、書式については、施設管理担当者と協議する。
 - オ 水質検査結果で基準値を超えている場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに速やかに施設管理担当者に報告し、原因及び対策等を施設管理担当者に書面で報告する。
- (5) その他
 - ア 作業実施前に、監督官に使用材料の承認を得ること。
 - イ 検査結果報告書を各作業実施後及び履行期限終了時に提出すること。なお、様式については監督官と調整するとともに、提出部数等は提出物一覧表のとおりとする。

6 提出書類一覽

提出書類	提出時期	部数	媒体の種類	備考
業務計画書 (仕様書 4 (3))	契約後速やかに	1 部	紙	
作業計画書 (仕様書 4 (4))	作業実施前 (監督官の指示した日)	1 部	紙	
業務報告書 (仕様書 4 (5))	作業実施後速やかに	1 部	紙	仕様書 5 (4) エに該当する水質検査結果報告書及び検査結果を一覧表にまとめたものを速やかに提出する。
損傷箇所等の報告 (仕様書 4 (6))	発見後速やかに	1 部	紙	仕様書 4 (6) に該当する場合に提出する。
検査結果報告書 (仕様書 5 (5))	作業実施後速やかに 及び履行期限終了時	各 1 部	紙	施工前後と施工中の写真等を含む。

7 配置図



実施項目

品 名		数量	単位	参考型番・規格・仕様	備 考
1 市ヶ谷庁舎内水質検査					
対象設備：市ヶ谷庁舎					
飲用水	56	検体	1 4ヶ所	4回/年	
給湯水	28	検体	1 4ヶ所	2回/年	
井戸水	4	検体	1ヶ所	4回/年	
※採集場所及び採集時期は別表1・2を参照。					
※PFOS及びPFOAについて「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「東京都指導基準」に基づき水質検査を行う。					
※検査結果として、1 L中のPFOS及びPFOAの和がn g（ナノグラム）で確認出来ること。					

注意事項

- ・ 作業日時は監督官と協議のうえ決定すること。
- ・ 実施前に採集場所を確認し、監督官に承認を得ること。
- ・ その他、不明な点は監督官と協議すること。

1 採集場所

別表 1

(1) 飲用水

N o	系 統 名	採 集 場 所
1	庁舎A棟 PH1階高置水槽	庁舎A棟 7階端末水栓
2	庁舎A棟 8階高置水槽	庁舎A棟 地下4階端末水栓
3	庁舎B棟 高置水槽	庁舎C2棟 8階端末水栓
4	庁舎C3棟 受水槽	庁舎C3棟 2階端末水栓
5	庁舎D棟 高置水槽	正門警衛所 端末水栓
6	隊舎A棟 高置水槽	記念館 1階端末水栓
7	隊舎B棟 高置水槽	隊舎B棟 1階端末水栓
8	厚生棟 高置水槽	厚生棟 地下2階端末水栓
9	庁舎A棟 地下備蓄水槽	庁舎A棟 東側散水端末水栓
10	庁舎C棟 地下備蓄水槽	庁舎C棟 地下4階受水槽
11	庁舎C3棟 地下備蓄水槽	庁舎C3棟 東側散水端末水栓
12	庁舎F1棟 受水槽	庁舎F1棟 7階端末水栓
13	庁舎F2棟 受水槽	庁舎F2棟 5階端末水栓
14	68号倉庫 受水槽	68号倉庫 3階端末水栓

(2) 給湯水

N o	系 統 名	採 集 場 所
1	庁舎A棟 19階貯湯槽	庁舎A棟 7階シャワー水栓
2	庁舎A棟 7階貯湯槽	庁舎A棟 地下1階シャワー水栓
3	庁舎A棟 地下4階貯湯槽	庁舎A棟 地下4階シャワー水栓
4	庁舎C棟 地下4階貯湯槽	庁舎B棟 地下4階シャワー水栓
5	庁舎D棟 地下1階貯湯槽	庁舎D棟 地下1階シャワー水栓
6	庁舎E1棟 地下1階貯湯槽	庁舎E1棟 地下1階シャワー水栓
7	庁舎E2棟 地下1階貯湯槽	庁舎E2棟 地下1階シャワー水栓
8	厚生棟 屋上厨房用貯湯槽	厚生棟 1階厨房水栓
9	厚生棟 屋上貯湯槽	厚生棟 地下1階水栓
10	隊舎A棟 1階貯湯槽	隊舎A棟 1階洗面水栓
11	隊舎B棟 1階貯湯槽	隊舎B棟 1階洗面水栓
12	食厨棟 食厨用貯湯槽	食厨棟 2階厨房水栓
13	食厨棟 浴場用貯湯槽	食厨棟 1階浴場水栓
14	庁舎C3棟 地下5階貯湯槽	庁舎C3棟 1階シャワー水栓

(3) 井戸水

N o	系 統 名	採 集 場 所
1	ろ過処理水 (井戸水)	厚生棟東側駐車場

(1) 飲用水

検査項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
P F O S 及び P F O A	和として50ng/L以下				○		○			○			○

(2) 給湯水

検査項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
P F O S 及び P F O A	和として50ng/L以下						○						○

(3) 井戸水

検査項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
P F O S 及び P F O A	和として50ng/L以下				○		○			○			○